

妙高市告示第203号

妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月3日

妙高市長 城戸陽二

妙高市訓令第82号

## 妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、テレワークを活用した滞在及び移住を図るため、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という。）を開設し、又は運営している事業者に対し、予算の範囲内において妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 事業者がその本拠地から離れたところに設置する遠隔勤務ができるよう通信環境等が整備された場所をいう。
- (2) シェアオフィス 1つのスペースを複数の事業者が利用し、働く場所をいう。
- (3) コワーキングスペース 様々な属性の労働者及び学生が、机、椅子、通信環境、会議室等の実務に必要となる環境を共有しながら仕事、交流等を行うことができる場所をいう。
- (4) 事業者 法人格を有する企業又は団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内でサテライトオフィス等を開設し、又は運営している事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 納税義務がある国税及び地方税を滞納している者
- (2) 妙高市暴力団排除条例（平成24年妙高市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者又は暴力団等と密接な関係を有する者
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行う者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用

を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行う者

(5) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）である者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金を交付することが不相当と認める者  
(補助対象事業)

第4条 補助対象者は、次の各号の全ての事業を実施しなければならない。

(1) 市の地域資源を活かした快適な職場環境及び多様な働き方の実現を図る事業

(2) 市の行政課題の解決に向けた事業展開を図る事業者を誘致する事業

(3) 市内事業者の経営課題等の解決に向けた事業展開を図る事業者を誘致する事業

(4) 市内のサテライトオフィス等の運営事業者と連携し、施設の活用を促進する事業

2 前項に規定する事業の実施により、当該事業の交付決定を受けた日から起算して3年経過後の3月31日に次の各号のいずれの条件も達成する見込みでなければならない。

(1) サテライトオフィス等を利用（契約）する新潟県外の事業者数が6社以上であること。

(2) サテライトオフィス等の利用者が年間延べ人数で4,000人以上であること。

(3) サテライトオフィス等の新潟県外からの利用者の割合が8割以上であること。

(4) 当該事業に関連した妙高市への移住者数が10人以上であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の事業を実施するために必要となる次の経費とする。ただし、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費は、対象外とする。

(1) サテライトオフィス等の活用促進に向けたプロモーション経費、ビジネスマッチング・セミナー開催費及び説明会開催費

(2) 前号の実施に必要なパソコン、ビデオ会議システム、通信環境設備その他のテレワーク関連設備等の導入経費

(3) その他市長が認めた経費

2 補助対象経費を同じくする国、都道府県又は市区町村等から補助金の交付を受ける場合は、その経費を補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、900万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金交付の可否及び補助金の額を決定し、妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金交付（不交付）決定通

知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請等）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更は除く。）しようとするとき。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の額については、前条により決定した補助金の額を超えないものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象経費等に関する事業が完了したときは、妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に関係書類を添えて、補助対象事業の完了の日から起算して1月を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日（以下、「交付決定日」という。）の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定日から3年を経過する日の属する年度まで、年度末に妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金実施状況報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項の条件を達成しない場合は、さらにその翌年度分も提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による確定通知書を受けたときは、速やかに妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 市長は、補助対象事業の実施上必要があると認めたときは、補助金の一部を概算払することができるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、妙高市サテライトオフィス等活用促進事業補助金概算払請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による概算払請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助制度の見直し）

第14条 市長は、この要綱の施行の日から3年を超えない期間ごとに、各条項が他の法令、社

会経済情勢等と比較して整合性が取れているかどうかを検討するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。  
(妙高市サテライトオフィス等開設運営支援補助金交付要綱の廃止)
- 2 妙高市サテライトオフィス等開設運営支援補助金交付要綱（令和3年妙高市訓令第49号）は、この要綱施行の日から廃止する。